

御浜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

御 浜 町 長
御 浜 町 議 会 議 長
御 浜 町 教 育 委 員 会
御 浜 町 選 挙 管 理 委 員 会
御 浜 町 公 平 委 員 会
御 浜 町 監 査 委 員
御 浜 町 農 業 委 員 会
御 浜 町 水 道 事 業 管 理 者

御浜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、御浜町長、御浜町議会議長、御浜町教育委員会、御浜町選挙管理委員会、御浜町公平委員会、御浜町監査委員、御浜町農業委員会、御浜町水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活におけ

る活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、本町では、職員採用等、人事管理について御浜町として一体的に実施していることから、目標の設定については、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、水道事業部局のそれぞれで行うのではなく、対象職員全体を通算して状況を把握するとともに、改善すべき事情について分析を行い、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【数値目標】

- (1) 平成 32 年度までに、一般行政職（事務）の受験者数に占める女性割合を、平成 27 年度の実績（26%）より 4 %以上引上げ、30%以上にする。
- (2) 平成 32 年度までに、採用者の女性割合を、平成 27 年度及び 28 年度の実績（25%）より 5 %以上引上げ、30%以上にする。
- (3) 平成 32 年度までに、本庁係長級以上の女性職員の割合を少なくとも平成 28 年度の実績（9.3%）より 3.7%引き上げ、13%以上にする。
- (4) 平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 100%、育児参加のための休暇の取得割合を 50%以上にする。
- (5) 平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成 26 年度の実績（10.0 日）より 10%以上引上げ、11 日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局等、各部局における共通した取組として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【取組内容】

- (1) 平成 28 年度より、女性受験者の拡大に向け、ホームページや町広報誌等を活用し採用情報を幅広く周知するとともに、職務・職員の魅力等を伝える職員募集チラシ等を作成し、積極的に広報活動を実施する。
- (2) 平成 28 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置するとと

もに、課長級・課長補佐級・係長級の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

- (3) 平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、人事担当者から各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。
- (4) 平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに、毎週水曜日のノー残業デーには、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。